

岬町契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

岬町長 田代 堯

岬町規則第 1 1 号

岬町契約規則の一部を改正する規則

岬町契約規則（平成 1 8 年岬町規則第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 9 条第 1 号から第 6 号までを次のように改める。

- (1) 工事又は製造の請負 2, 0 0 0, 0 0 0 円
- (2) 財産の買入れ 1, 5 0 0, 0 0 0 円
- (3) 物件の借入れ 8 0 0, 0 0 0 円
- (4) 財産の売払い 5 0 0, 0 0 0 円
- (5) 物件の貸付け 3 0 0, 0 0 0 円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 1, 0 0 0, 0 0 0 円

第 3 5 条第 1 項第 1 号中「5 0 万円」を「8 0 万円」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。